

【苦情対応意見交換会の開催（年2回）】

- ・調査員の質の向上と調査事務の円滑化が目的。
- ・苦情専門委員（2人）と各調査員との間で意見・情報交換。
- ・苦情申立事項の円滑な解決を図る。

【苦情対応専門委員会の設置（月4回）】

- ・国保連に寄せられた苦情相談・苦情申立案件について検討し、改善が必要と思われる場合は、サービス事業者に対して、介護サービス改善に関する指導及び助言を行う

（3）県負担・補助率の考え方

苦情処理業務は、介護保険制度が施行された平成12年度の創設当初から国庫補助事業として実施されていたが、都道府県の事務として同化・定着したため、平成15年度からは一般財源化（地方交付税措置）され、所要の財源が措置されている。

- ・補助率：定額

（4）類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	6,745	苦情処理体制の整備等に関する補助
合計	6,745	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）事業主体及びその妥当性

岐阜県内の指定介護サービスに関する相談・苦情に対する窓口の開設に要する経費であり県の負担は妥当である。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	苦情処理体制整備助成事業費補助金
補助事業者（団体）	岐阜県国民健康保険団体連合会
補助事業の概要	（目的）国保連が実施する苦情処理業務への財政支援 （内容）指定介護サービスに関する相談・苦情に対する窓口の開設に要する経費の補助
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）（知事が必要と認めた額）
補助効果	介護保険サービスの質の低下の防止
終期の設定	

(事業目標)

<p>・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>介護事業サービスの利用者からの相談・苦情に対し、迅速・的確に対応することで指定事業者等が提供するサービスの質の向上を図る。</p>
--

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	R2年度	R3年度	R4年度	終期目標	達成率
	(R)	実績	目標	目標	(R)	
① 指標の設定は適切でない						%
②						%

	H30年度	R元年度	R2年度
補助金交付実績	6,745 千円	6,745 千円	6,745 千円

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。</p> <p>令和2年度は641件の苦情相談に対応した。また、他の苦情対応窓口となる保険者や事業者向けに実施した苦情対応研修会の実施や事例集の作成により苦情対応の適切な方法について周知した。</p> <p>指標① 目標：__ 実績：__ 達成率：__%</p>
令和3年度	<p>指標① 目標：__ 実績：__ 達成率：__%</p>
令和4年度	<p>指標① 目標：__ 実績：__ 達成率：__%</p>

(事業の評価)

<p>・事業の必要性 (社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)</p> <p>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価) 2	<p>国保連が実施する苦情処理業務は、介護保険法第176条第2項に基づくものであり、岐阜県内の介護サービス利用者にとっての相談機関として無くてはならない。</p>
<p>・事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)</p> <p>3：期待以上の成果あり (単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり (単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない (単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない (単年度目標50%未満)</p>	
(評価) 2	<p>利用者からの苦情相談案件に対し、適切に対応している</p>
<p>・事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか)</p> <p>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価) 2	<p>令和2年度は介護保険苦情対応に係る啓発事業として苦情相談窓口の周知を目的としたリーフレットを作成し、介護保険者及び関係機関へ配布した。(45,000部 作成・配布)</p>

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>今後、介護サービス利用者が増加し認知症高齢者も増加していく中、苦情相談も増加するだけでなく複雑化することが想定されるため、より充実した体制が必要となる。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</p> <p>法が定める、県内の介護サービス利用者の苦情相談対応機関として不可欠であり、今後も補助を継続する必要がある。</p>
--